

協議事項 (1) コミュニティバスの路線変更について

令和3年10月25日(月)から次の路線について経路を一部変更する

・越前町コミュニティバス「環状ルート右回り」路線の一部変更

「環状ルート右回り」(第4便)の路線の一部を下記のとおり、越前町役場駐車場に乗り入れするルートに変更する。

(第4便) 泰澄の杜発 ⇒ 南佐々生行き 14:55 発



【凡例】

既存のルート —

新しいルート —

既存バス停 ●

・越前町コミュニティバス「環状ルート左回り」路線の一部変更

「環状ルート左回り」（1便・2便・4便）の路線の一部を下記のとおり、越前町役場前駐車場に乗り入れするルートに変更する。

- （第1便）越前町役場発 ⇒ 西田中バスターミナル行き 08:05 発
- （第2便）西田中駅前通り発 ⇒ 越前町役場行き 09:44 発
- （第4便）陶寿園発 ⇒ 越前町役場行き 15:08 発



【凡例】	
既存のルート	—
新しいルート	—
既存バス停	●

・越前町コミュニティバス「朝日地区巡回ルート」路線の一部変更

「朝日地区巡回ルート」(3便・4便・5便・6便)の路線の一部を下記のとおり変更する。

- (第3便) 泰澄の杜発 ⇒ 越前町役場行き 10:24 発
- (第4便) 越前町役場発 ⇒ 泰澄の杜行き 12:30 発
- (第5便) 泰澄の杜発 ⇒ 泰澄の杜行き 15:00 発
- (第6便) 泰澄の杜発 ⇒ 越前町役場行き 16:20 発



【凡例】	
既存のルート	——
新しいルート	——
既存バス停	●